

●香川県監査委員公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成26年12月12日

香川県監査委員 林 熱
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

平成25年度行政監査結果に対する措置状況

1 個別改善・検討事項

(1) 事務処理について

改善・検討事項	措置状況
ア 契約書を自動更新する場合は、内容を精査する必要がある。（農業試験場、農業大学校、畜産試験場）	ア 今後、個々の生産品等売買契約の内容を十分精査する。また、契約期間満了時には改めて継続の必要性を検討するなど、実態に即した適切な更新手続等を行う。
イ 隨意契約を締結する場合、複数の者から見積書を徴収することが原則であるが、複数の見積書を徴収することなく、単独随意契約を締結しているものがあった。（畜産試験場） また、売扱総額1万円を超えると想定される生産物を県の提示価格以外で売り扱う場合は、見積書を徴収する必要がある。（石田高校）	イ 平成26年度の契約から、「契約手続の前段階として実施する公募手続等について（通知）」に基づき、契約相手を公募し、応募意思表明書の提出のあった者と契約を締結した。（畜産試験場） 平成26年度の契約から、見積書を徴収して売扱契約を締結した。（石田高校）
ウ 生産物を売り扱う際、生産品（収穫物）処分伝票等の決裁が事後にになっているものがあった。（畜産試験場、農業経営高校）	ウ 平成25年度分又は平成26年度分から、事前に生産品（収穫物）処分伝票等の決裁を受けることを徹底した。
エ 売扱代金に係る納入通知書の納期限を、特に事情がない場合も約2か月後としているものがあった。（水産試験場）	エ 平成26年度分から、市町等から補助金の交付を受けないと代金が支払えないなどの特別な事情がある団体以外は、香川県会計規則に基づき、納期限の設定を行っている。

(2) 売扱価格の設定について

改善・検討事項	措置状況
ア 生産物の売扱価格の設定根拠について、見直しが必要なものがあった。（農業大学校）	ア 平成26年度分から、加工品の売扱価格については、市場価格に加え、原材料品の購入費用等も参考に価格を決定することとした。
イ 生産物の売扱価格が、長期間見直されていないものがあった。（農業生産流通課）	イ 平成26年度から、毎年度、原価等を参考に売扱価格を積算し、価格変更の必要性について検討することとした。

(3) 売扱代金の処理について

改善・検討事項	措置状況
生産物の売払収入を現金で収納した日に、現金受払簿に登記できていないものがあった。（高松工芸高校）	平成26年度から、現金で収納した日に現金受払簿に登記することを徹底した。

(4) 規則に則った取扱いについて

改善・検討事項	措置状況
<p>ア 登記原因の発生の都度登記すべきところ、生産品（収穫物）出納簿を後日まとめて作成しているものがあった。（直島環境センター、高松工芸高校）</p> <p>生産品（収穫物）伝票、生産品（収穫物）処分伝票を後日まとめて作成しているものがあった。（農業大学校）</p>	<p>ア 生産品（溶融スラグ）の売却先への引渡業務を各スラグステーションの管理業者に委託しており、登記原因発生の都度、生産品（収穫物）出納簿に登記することが困難であるため、香川県会計規則第277条に規定する特別の取扱いができるよう承認を受けた。（直島環境センター）</p> <p>平成26年度から、登記原因発生の都度、生産品（収穫物）出納簿に登記することを徹底した。（高松工芸高校）</p> <p>生産品（収穫物）伝票及び生産品（収穫物）処分伝票の作成並びに生産品（収穫物）出納簿への登記について、香川県会計規則第277条に定める特別の取扱いを受けることとしている。（農業大学校）</p>
<p>イ 産直市開設業者から、売払代金を直接県へ納付してもらうべきところ、一旦学校長名義の口座に振り込みを受け、出納員が売払代金を払い出して納付書により県へ納付しているものがあった。（農業大学校）</p>	<p>イ 産直施設の利用運営規程に従い、指定の金融機関へ口座を開設していたが、既に口座は解約済みである。現在、代金の納付について、産直市開設業者と協議を行っている。</p>
<p>ウ 生産物の売払代金については、特に定める場合を除き、前納することになっているが、生産物の引渡後に収納しているものがあった。（農業生産流通課、多度津高校）</p>	<p>ウ 平成26年3月に改正された香川県会計事務処理要綱に基づき、前納する必要のない売払代金として取り扱うこととした。</p>

2 共通意見

(1) 生産物等の管理について

共通意見	措置状況
<p>ア 農産物や水産物など品質保持の観点から生産と同時に処分をする必要のある生産物について、その管理及び手続方法を検討する必要がある。（出納局会計課）</p>	<p>ア 事務処理が多大な負担とならないよう、生産物の管理・処分の方法及びその手続を見直し、平成26年度に香川県会計規則の改正などをを行うことを検討する。</p>
<p>イ 原材料品の在庫量の適正な管理のため、出納員（物品取扱員）の確認方法等について検討する必要がある。</p>	<p>イ 平成26年度から、原材料品の使用の都度、出納簿へ登記するなど、出納員が適正に在庫量を確認することを徹底した。（石田高校、</p>

一定以上の残量があるので比較的長期にわたり保管をする原材料品については、出納員（物品取扱員）が適正に在庫量の確認ができるようにする必要がある。（石田高校、高松工芸高校、農業経営高校、多度津高校、笠田高校）

購入後直ちに全量使用する原材料品については、購入価格等必要な情報は残した上で、事務の省力化の観点から、まとめて記載できる様式への変更や、消耗品と同様に原材料品出納簿への登記を省略することができないか等、事務処理の改善について併せて検討する必要がある。（出納局会計課）

高松工芸高校、農業経営高校、多度津高校、笠田高校）

事務の省力化の観点から、平成26年度に香川県会計規則の改正など事務処理の改善に向けて検討する。（出納局会計課）

（2） 契約事務について

共通意見	措置状況
生産物の売払契約書には、会計規則で定める事項等を記載する必要がある。（出納局会計課）	現在、各所属で個別に作成している売払契約書について、平成26年度に各所属の現状等を踏まえた標準的な契約文例を作成する。